

●香川県告示第482号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成21年10月13日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 免許年月日

平成21年10月5日

2 免許を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名

香川県

高松市番町4丁目1番10号

香川県知事 真鍋武紀

3 埋立区域

(1) 位置

小豆郡土庄町大字小江字村内972番地から976番地1に至る地先無番地及び981番地4地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、①の地点から⑦の地点を順次結んだ線及び⑦の地点と①の地点を結ぶ平成21年春分の満潮位 (D. L. +2.07m) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 四等三角点 伊喜末 (北緯34度30分55.1032秒、東経134度10分17.0943秒。以下「基点」という。) から299度41分35秒 557.18mの地点

②の地点 ①の地点から328度17分11秒 15.60mの地点

③の地点 ②の地点から323度03分35秒 19.22mの地点

④の地点 ③の地点から317度20分59秒 10.21mの地点

⑤の地点 ④の地点から227度19分23秒 0.67mの地点

⑥の地点 ⑤の地点から317度20分47秒 9.24mの地点

⑦の地点 ⑥の地点から314度31分17秒 10.79mの地点

(3) 面積

459.29平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

小豆郡土庄町大字小江字村内972番地から976番地1に至る地先無番地及び981番地4地内並びに972番地から976番地1に至る地先無番地及び981番地4地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、Aの地点からEの地点を順次結んだ線及びEの地点とAの地点を結んだ線により囲まれた区域

Aの地点 基点から296度54分06秒 579.64mの地点

Bの地点 Aの地点から318度55分37秒 60.69mの地点

Cの地点 Bの地点から43度05分39秒 36.71mの地点

Dの地点 Cの地点から84度08分13秒 10.02mの地点

Eの地点 Dの地点から138度55分38秒 68.48mの地点

(3) 面積

3007.95平方メートル

5 埋立地の用途

漁港施設用地